

【 森林環境譲与税について 】 R4.3.9 (水) (村田光成)

## (一) 森林環境譲与税の活用について

### (1) 道内市町村の活用状況などについて

我が国では、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎え、近年は国産材生産量の増加、木材自給率の上昇、CLT等の新たな技術の進展等、明るい兆しが見える一方、豪雨災害などが頻繁に発生しており、国土の保全のための森林の整備・保全が、また、地球温暖化防止のため、森林吸収源対策としての森林整備が求められています。

このため、森林経営管理制度による森林の経営管理の集積、集約化や市町村主体での森林整備のための安定財源として創設された森林環境譲与税を活用した、間伐等の推進や路網整備、担い手育成などの取組が期待されます。

森林環境税は令和6年度から国民一人当たり年額1,000円課税されますが、それに先立ち、令和元年度から市町村及び都道府県に森林環境譲与税として譲与されており、令和元年度は、道に3億1千万円、道内の市町村には、合計で1億2千万円が、令和2年度には、増額され、道に4億6千万円、道内の市町村には、合計で26億1千万円が国から譲与されています。

森林環境譲与税の制度が開始され3年が経過しようとしておりますが、市町村が譲与税を有効に活用し、森林の整備や地域材の利用を進めていただくこと

が重要と考えます。

報道によると、国から自治体に配分されている令和元年度と 2 年度の環境譲与税については、市町村の執行率は全国で 5 割程度に留まり、残りは基金に積み立てられているとのことでした。

森林環境税の課税開始に向けて、税を活用した地域の森林整備を一刻も早く進め、執行率を向上させていくことが望まれます。

道内の市町村の活用状況はどのようになっているのか、また、道はこの状況についてどう認識しているのか、今後の見込みについても伺います。

**(答弁：水産林務部長 佐藤卓也)**

- ・令和元年度及び 2 年度は、道内の市町村に総額 38 億円が譲与され、森林整備に 10 億円、木材利用に 3 億円、普及啓発に 1 億円など、譲与額の約 4 割、15 億円が活用されたが、市町村の体制が必ずしも十分ではなく事業の検討や構築が進まなかったことなどから、活用が低位にとどまったものとする。
- ・道としては、相談窓口の設置や研修会の開催、先進的な取組事例の共有など市町村を支援し、令和 3 年度は、地域の実情に応じた取組が進み、譲与額の約 6 割、16 億円が活

用される見込み。

## (2) 譲与税を活用した道の取組について

総務省・林野庁で取りまとめた『森林環境譲与税の取組状況について』を拝見すると、都道府県での取組については、令和元年度、令和2年度も、市町村の支援に取組み、具体的には、市町村に提供する各種情報の精度向上・高度化、事業支援団体の運営支援、アドバイザー派遣、市町村職員の研修などを行うほか、林業の担い手育成や木材利用に取り組むところが多く、道でも同様の取組を行ってきたと承知していますが、今後も道としてしっかり支援していくことが重要と考えます。

全国を取組事例集には、道内から『岩見沢市の私有林整備事業に基づく間伐の実施』、『木古内町の森林環境譲与税を活用した意識調査と森林整備の実施』、『美幌町の森林環境整備事業』などが掲載されています。

全国1の森林面積を有する北海道として、『ゼロカーボン北海道』の実現に向けて、活力ある森林づくりを進め、森林吸収量をしっかりと確保することが重要であり、北海道からさらに多くの先進事例をつくり、全国に向けて発信していくことが期待されます。また、一方で、都道府県によって地域の実情は異なることから、道内での事例や課題などを収集し、紹介していくことが、この先、どのよ

うに進めて行けばよいか検討している道内市町村の取組を後押ししていくことに繋がると考えます。

道は、今後、森林環境譲与税を活用した市町村による森林整備などの取組をどのように進めていく考えなのか伺います。

(答弁：鈴木直道)

- ・市町村が譲与税を活用し、地域の特色を活かした森林の整備や、道産木材の利用を促進することは、林業・木材産業の振興はもとより、森林吸収源対策の推進につながる重要な取組と考える。
- ・道では、研修会の開催など市町村の支援体制の強化、新年度、市町村や森林組合等が参画する協議会を全振興局に設置し、手入れが行われていない森林の所在や先導的な木材利用について情報共有、間伐などの森林整備、様々な施設における地域材の利用を一層促進し、吸収量の確保を図るなど、譲与税を活用した市町村の森林づくりが積極的に進められるよう取組んでまいらる。